

事務連絡
令和6年7月30日

神戸市内
児童発達支援事業所 管理者様
放課後等デイサービス事業所 管理者様

神戸市福祉局障害者支援課長

児童発達支援、放課後等デイサービスにおける「事業所間連携加算」の運用について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された児童発達支援、放課後等デイサービスにおける「事業所間連携加算」について、本市においては下記の流れで運用いたしますので、制度の趣旨をご理解いただくとともに、保護者への周知をお願いいたします。

記

1. 「事業所間連携加算」の概要

セルフプランで複数の事業所（児童発達支援または放課後等デイサービス）を利用する児童について、事業所間での当該児童に関する情報連携（支援の実施状況、心身の状況、生活環境等についての会議開催）を評価する報酬加算制度
（加算単位等詳細は別紙参照）

2. 神戸市における運用の流れ

運用開始日：令和6年8月1日

- （1）支給決定手続き（新規）の際に、各区役所から保護者へ当加算について説明及び「事業所間連携加算確認書（様式1）」（以下「確認書①」）を交付
- （2）保護者は、「コア連携事業所」として推薦（希望）する事業所等を「確認書①」に記載し、当該事業所の承諾を得た上で、各区役所へ提出
- （3）各区役所は、「確認書①」にて保護者の推薦と事業所の承諾を確認の上、コア連携事業所の決定を行い、「確認書①」「セルフプラン」の写しを当該事業所へ送付
- （4）各区役所からの「確認書①」等の送付を受けた事業所が、事業所間で情報連携のための会議を開催した場合に、同会議に参加した事業所は、それぞれ報酬（加算）を請求

※詳細は別紙「神戸市における『事業所間連携加算』運用の流れ」をご確認下さい。

神戸市福祉局障害者支援課
障害児支援事業担当係
TEL：078-322-6780
Eメール：shougaiji@office.city.kobe.lg.jp

神戸市における「事業所間連携加算」運用の流れ

- 支給決定手続き（新規）の際に、神戸市（各区役所・支所）から保護者へ「事業所間連携加算（新規／変更）確認書（様式1）」（以下「確認書①」）を交付
 - ※新規以外の申請については、随時保護者からの申請により受付
 - 保護者からの依頼により、事業所から提出いただいても差し支えありません
- ↓
- 保護者は、「コア連携事業所」として推薦（希望）する事業所等を「確認書①」に記載し、当該事業所の承諾を得た上で、神戸市（各区役所・支所）へ提出
- ↓
- 神戸市（各区役所・支所）は、「確認書①」にて保護者の推薦と事業所の承諾を確認の上、コア連携事業所の決定を行う
- ↓
- 神戸市（各区役所・支所）は、「確認書①」に必要事項を記載し、コア連携事業所として承諾があった事業所へ確認書・セルフプランの写しを送付
- ↓
- 神戸市（各区役所・支所）から「確認書①」等を受領した事業所（以下「コア連携事業所」）は、必要に応じて、当該児童が利用している他の事業所と連絡調整のうえ、会議を開催
- ↓
- コア連携事業所は、上記会議の記録（報告書※様式3）を作成し、会議に参加した他の事業所、保護者、神戸市（各区役所・支所）へ共有
- ↓
- コア連携事業所は、（上記会議の内容を踏まえて）保護者へ相談援助
- ↓
- 上記会議に参加した各事業所は、会議の内容を、事業所内の従業員へ共有
- ↓
- コア連携事業所および会議に参加した事業所がそれぞれ報酬（加算）を請求（月1回が限度）

注) 事業所間で開催する会議の内容、頻度、記録する内容等詳細は、「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」（令和6年5月2日付こども家庭庁事務連絡）をご確認下さい。

【経過措置について】

○原則、令和6年8月1日以降に、各区役所から通知される「確認書①」によってコア連携事業所が選定された後、以下に定める要件の全てに該当する場合に本加算の算定が可能です。

〈事業所間連携加算（Ⅰ） 500 単位/回（月 1 回を限度）〉

対象：コア連携事業所

算定要件：①事業所間連携会議の開催に向けた連絡調整

②事業所間連携会議の開催

③記録の作成及び共有

④保護者に対する相談援助

⑤事業所内での情報共有・支援への活用

〈事業所間連携加算（Ⅱ） 150 単位/回（月 1 回を限度）〉

対象：その他の事業所

算定要件：①事業所間連携会議への参加及び個別支援計画の提出

②事業所内での情報共有・支援への活用

○上記の原則の例外として、令和6年4～7月の間に事業所間連携会議を開催していた場合の取扱いについて、経過措置として以下の通り定めます。

（1）令和6年8月中に保護者（※保護者同意の上、事業所からの提出も可）より「確認書①」を提出し、令和6年9月1日付でコア連携事業所として決定を受けること

（2）令和6年9月中に「記録（報告書※様式3）」を各区役所・支所に提出を行うこと

上記の（1）（2）を満たした上で、

・コア連携事業所については

令和6年4～7月の間に加算対象者に対して、前述の加算（Ⅰ）の①～⑤の算定要件を満たした場合には、要件を満たした月の翌月以降に請求可能とします。

・その他の事業所については、

令和6年4～7月の間に加算対象者の事業所間連携会議へ参加し、コア連携事業所が上記の（1）（2）を満たしていることを確認した上で、前述の加算（Ⅱ）の①②の算定要件を満たした場合には、要件を満たした月の翌月以降に請求可能とします。

※いずれについても運営指導時に確認を行うため、それを確認できる書類や記録等を保管しておいてください。

【留意事項】

① コア連携事業所である証明について

事業所間連携加算におけるコア連携事業所であることは受給者証には印字されません。

「確認書①」にて証明となるため、必ず保管ください。

② コア連携事業所の変更について

保護者からの申し出に基づき、「確認書①（変更）」にて変更の確認を行います。

変更の際には、保護者から変更前の事業所へ連絡を行うことを前提としているため、変更前の事業所への通知は行いませんのでご注意ください。

③ コア連携事業所の解除について

保護者からの申し出に基づき、「事業所間連携加算（解除）確認書（様式2）」にて解除の決定を行います。

また、申し出にかかわらず、「障害児相談支援を利用する方（セルフプランでは無くなった方）」
「利用事業所が1か所になる方」については当加算の対象外となりますので、加算の算定は行えません。

なお、給付期間の途中で「利用事業所が1か所になった方」については、コア連携事業所がその事実を把握することになるため、区役所・支所からの通知は行いません。

④ 会議記録の作成及び共有について

会議開催から1か月を目途に行ってください。

⑤ 同一法人内の場合について

加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されないことに留意してください。